

回(年度)	問 題
第76回 (8年度)	【第一問】 -40点- 問1 (20点) 次の(1)及び(2)の事項について説明しなさい。 (1) 徴収職員の質問及び検査について (2) 納税の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止と財産の差押解除との関係について 問2 (20点) 次の(1)及び(2)の問に答えなさい。 (1) 国税徴収法における「法定納期限等」の意義について簡潔に説明しなさい。 (2) 次の〔設例〕において、申告所得税①及び申告所得税②について、X税務署長が甲不動産及び乙不動産から徴収することができる金額を理由を付して答えなさい。 なお、土日、祝日等を考慮する必要はない。また、滞納処分費、延滞税、被担保債権の利息等の額を考慮する必要はない。 〔設例〕 Aは、申告所得税①（令和4年分修正申告分、法定納期限：令和5年3月15日、修正申告書提出日：令和6年9月12日）300万円を滞納しており、Aの唯一の固有財産である甲不動産（評価額500万円）について、令和7年5月1日にX税務署長が差押えをしている。なお、甲不動産には、債権者Cによって抵当権（債務者はA、被担保債権額300万円、令和5年8月1日設定）が設定されている。 Aの父であるBは、申告所得税②（令和6年分確定申告分、法定納期限：令和7年3月15日、確定申告書提出日：令和7年3月10日）400万円を滞納していたところ、令和7年11月1日に死亡した。Bの相続人はAのみであり、AはBの相続について単純承認をしている。 Bの遺産は、乙不動産（評価額300万円）のみであり、乙不動産には債権者Dによって抵当権（債務者はB、被担保債権額200万円、令和6年10月1日設定）が設定されているほか、令和7年7月1日にX税務署長により申告所得税②に係る差押えがされている。
	【第二問】 -60点- 次の問1及び問2に答えなさい。 なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。 問1 〔設例1〕において、Y税務署長が、令和8年1月時点で、Z社の滞納国税を徴収するために、国税徴収法上の第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲について、その根拠を示して説明しなさい。なお、Y税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

〔設例1〕

1 飲食業を営むZ社は、令和8年1月現在、次の国税を滞納していた。

- (1) 国税① 令和5年6月期消費税及び地方消費税の修正申告分 150万円
(法定納期限：令和5年8月31日、修正申告書提出日：令和7年8月28日)
- (2) 国税② 令和7年6月期消費税及び地方消費税の確定申告分 300万円
(法定納期限：令和7年8月31日、確定申告書提出日：令和7年8月28日)

2 Y税務署長は、Z社の財産等の調査を行い、令和8年1月までにおいて、次の事項を把握した。

- (1) Z社は平成25年7月に設立された合資会社である。

設立時の社員は、E、F、G及びHであり、E及びFは無限責任社員、G及びHは有限責任社員である。

- (2) Z社は、設立以来、堅調な業績で推移していたものの、近年においては、物価高等の影響を受け、次第に資金繰りが悪化した。

- (3) 令和7年4月15日、Z社は、当座の資金を捻出するため、駐車場として使用している丙土地（丙土地には抵当権等の権利の設定はなかった。）を取引先Iへ100万円で売却した（同月20日付で所有権移転登記がされている。）。

丙土地の価額は、上記の売却時は300万円であったが、令和8年1月時点では350万円に上昇した。

Iは登録免許税等、丙土地の取得のための費用として合計15万円を支払った。

なお、Iは国税徴収法施行令第14条第2項に掲げる滞納者と特殊な関係のある者ではなかった。

- (4) Fは、E、G及びHの同意により、令和6年5月15日付でZ社を退社した（同月31日付で登記済。）。

- (5) Z社については、上記(3)の丙土地の売却以降、現在に至るまで、滞納国税を全額徴収できるような財産の取得は認められなかった。

問2

Y税務署長は、問1の国税徴収法上の第二次納税義務を適用後、財産等の調査を進めたところ、次の〔設例2〕の事項を把握した。

Y税務署長は、Z社の滞納国税を徴収するため、E、G及びHに対して国税徴収法第34条の第二次納税義務の追及を検討している。そこで、E、G及びHに対して同条の第二次納税義務の追及をすることができるか、追及をすることができるとした場合はその責任を負う範囲について、根拠を示して説明しなさい。なお、Y税務署長が行う手続については、解答する必要はない。

また、Y税務署長は問1の国税徴収法上の第二次納税義務者からの徴収等により、〔設例1〕の国税①②の一部を徴収しており、Z社の現時点の滞納額は合計200万円とする。

第76回 (8年度)	〔設例2〕 1 Z社は、業績回復が見込めないことから廃業するに至り、令和8年4月10日付で解散し、清算人にはGが選任されている（登記済）。 2 清算人であるGは、店舗設備の売却（時価相当額により売却されていた。）等によりZ社の滞納国税を除く未払金を全て返済し、その残余財産50万円について、Eに20万円、Gに15万円、Hに15万円分配することとし、それぞれの預金口座に振り込んだ。また、Hに対する貸付金債権10万円について債権放棄をした。 3 上記の残余財産の分配後、Z社には滞納処分を執行できる財産はない。
---------------	--